

新旧対照表

【玉軸受等に対して課する報復関税に関する取扱いについて（平成17年8月22日財関第1059号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(報復関税の端数計算)	(報復関税の端数計算)
5 報復関税が課される場合の端数計算は、次の例のとおりとなるので留意する。	5 報復関税が課される場合の端数計算は、次の例のとおりとなるので留意する。
(令別表中の品目：関税率表第8482.10号（「玉軸受」の例）	(令別表中の品目：関税率表第8482.10号（「玉軸受」の例）
(例)	(例)
<p>① 一般関税 (CIF 價格) (税率 (基本税率)) $2,235,263\text{円}$ Free (無税) \downarrow $2,235,000\text{円} \times 0 =$ 0円 (端数処理前) (端数処理後) \downarrow 0円 (端数処理後) (納付税額)</p> <p>② 報復関税 (CIF 價格) (税率) $2,235,263\text{円}$ 17.4% \downarrow $2,235,000\text{円} \times 0.174 =$ 388,890円 (端数処理前) \downarrow 388,800円 (端数処理後) (納付税額)</p> <p>③ 消費税 (内国消費税等課税標準額) (税率) $2,235,263+0+388,800=2,624,063\text{円}$ 7.8% $2,624,000\text{円} \times 0.078 =$ 204,672円 (端数処理前) (端数処理後) \downarrow <u>204,600円</u> (端数処理後) (納付税額)</p> <p>④ 地方消費税 (税率) $204,600\text{円}$ 22/78 $204,600\text{円} \times 22 \div 78 =$ 57,707円 (端数処理前) (円位未満切り捨て) \downarrow</p>	<p>① 一般関税 (CIF 價格) (税率 (基本税率)) $2,235,263\text{円}$ Free (無税) \downarrow $2,235,000\text{円} \times 0 =$ 0円 (端数処理前) (端数処理後) \downarrow 0円 (端数処理後) (納付税額)</p> <p>② 報復関税 (CIF 價格) (税率) $2,235,263\text{円}$ 17.4% \downarrow $2,235,000\text{円} \times 0.174 =$ 388,890円 (端数処理前) \downarrow 388,800円 (端数処理後) (納付税額)</p> <p>③ 消費税 (内国消費税等課税標準額) (税率) $2,235,263+0+388,800=2,624,063\text{円}$ 6.3% $2,624,000\text{円} \times 0.063 =$ 165,312円 (端数処理前) (端数処理後) \downarrow <u>165,300円</u> (端数処理後) (納付税額)</p> <p>④ 地方消費税 (税率) $165,300\text{円}$ 17/63 $165,300\text{円} \times 17 \div 63 =$ 44,604円 (端数処理前) (円位未満切り捨て) \downarrow</p>

新旧対照表

【玉軸受等に対して課する報復関税に関する取扱いについて（平成17年8月22日財関第1059号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>57,700円</u> (端数処理後) (納付税額)	<u>44,600円</u> (端数処理後) (納付税額)